

○国立大学法人埼玉大学メジャー長に関する規則

平成27年3月20日
規則第124号

改正 平成31. 1. 24 30規則16 平成31. 3. 7 30規則34

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第19条の2の規定に基づき、別表に定めるメジャーにメジャー長を置く。

2 メジャー長は、経済学部経済学科に置き、当該メジャー教育を担当する人文社会科学部研究科に所属する専任の教員（以下「所属専任教員」という。）のうち、原則として教授をもって充てる。

(職務)

第2条 メジャー長は、全学の方針及び学部学科の運営方針に基づき、学部長を補佐するとともに、メジャーの運営に係る事項を処理する。

(任期)

第3条 メジャー長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、メジャー長に欠員が生じた場合の補欠のメジャー長の任期は、前任者の残任期間とする

(選考)

第4条 メジャー長は、所属専任教員の中から、経済学部長が指名し、学長が任命する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31. 1. 24 30規則16)

この規則は、平成31年1月24日から施行する。

附 則 (平成31. 3. 7 30規則34)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表

学部・学科	メジャー
経済学部・経済学科	経済分析メジャー 国際ビジネスと社会発展メジャー 経営イノベーションメジャー 法と公共政策メジャー